

第10次

島根県交通安全計画

(平成28年度～平成32年度)

～広げよう 事故ゼロしまねの 思いやり～

平成28年3月15日

島根県交通安全対策会議

ま え が き

この鳥根県交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間に鳥根県において講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定め、国、県、市町村及び交通安全関係団体が県民の理解と協力のもと、地域の交通実態に即した効果的な交通安全施策を推進していくものです。

昭和46年度以降、9次にわたる鳥根県交通安全計画を策定し交通安全対策を強力に実施してきた結果、平成17年に69人であった交通事故死者数は、平成27年には27人と約4割まで減少し、死傷者数についても、3,571人（平成17年）から1,640人（平成27年）と半数以下になっています。

これは、国、県、市町村及び交通安全関係団体のみならず、県民一人一人交通安全に対して地道に取り組んできた成果であると考えられます。

しかしながら、交通事故死者数に占める高齢者の割合は、過去10年間の平均で約6割であり、高齢者が関わる交通事故の割合も増加傾向にあるなど大変憂慮すべき状況にあり、さらなる対策の実施により事故そのものを減少させることが求められています。

国の第10次交通安全基本計画は、「平成32年までに24時間死者数を2,500人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。」という道路交通の安全についての目標を掲げています。

県においても、この高い目標の実現に向け、本計画において高齢社会への対応や歩行者の安全確保等の対策に重点をおいて、積極的かつ着実に取り組んでいくこととしています。

交通事故のない鳥根を実現するため、国、県、市町村及び交通安全関係団体のみならず、県民一人一人が、交通事故の危険性を十分認識し、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする意識を持つことが重要です。

県民の皆様におかれましても、それぞれの立場でこの計画の実現に向けて積極的に取り組んで頂きますようお願い申し上げます。

目 次

計画の基本的な考え方

- 1. 計画の基本理念…………… 1
- 2. 計画の性格・期間…………… 3
- 3. 交通安全計画における目標…………… 3

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない島根を目指して

- I 道路交通事故の現状…………… 7
- II 道路交通を取り巻く状況の展望…………… 9

第2節 道路交通の安全についての対策

- I 今後の道路交通安全対策を考える視点
 - 1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象…………… 11
 - 2 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項…………… 12
- II 道路交通安全対策
 - 1 道路交通環境の整備…………… 13
 - (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路と機能分化
 - (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
 - (4) 交通安全施設等整備事業の推進
 - (5) 無電柱化の推進
 - (6) 効果的な交通規制の推進
 - (7) 自転車利用環境の総合的整備
 - (8) 高度道路交通システム（ITS）の活用
 - (9) 交通需要マネジメントの推進
 - (10) 災害に備えた道路交通環境の整備
 - (11) 総合的な駐車対策の推進
 - (12) 道路交通情報の充実
 - (13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
 - 2 交通安全意識の普及徹底…………… 25
 - (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進
 - (2) 効果的な交通安全教育の推進
 - (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
 - (5) 県民の参加・協働の推進
 - 3 安全運転の確保…………… 31
 - (1) 運転者教育等の充実
 - (2) 県民の立場に立った運転免許業務の推進
 - (3) 安全運転管理の推進
 - (4) 自動車運送事業者の安全対策の充実
 - (5) 交通労働災害の防止等
 - (6) 道路交通に関連する情報の充実
 - 4 車両の安全性の確保…………… 37
 - (1) 自動車の検査及び点検整備の充実
 - (2) 自動車アセスメント情報の提供等
 - (3) リコール制度の充実・強化
 - (4) 自転車の安全性の確保
 - 5 道路交通秩序の維持…………… 39
 - (1) 交通の指導取締りの強化等

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	
(3) 暴走族等対策の強化	
6 救助・救急活動の充実	41
(1) 救助・救急体制の整備	
(2) 救急医療体制の整備	
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	
7 被害者支援の充実と推進	44
(1) 交通事故相談業務の充実	
(2) 損害賠償の請求についての援助等	
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	
(4) 無保険（無共済）車両対策の徹底	
8 研究開発及び調査研究の充実	45
(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進	
(2) 道路交通事故の分析と活用	
(3) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究	

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のない島根を目指して

I 鉄道事故の状況	49
II 近年の運転事故の特徴	50

第2節 鉄道交通の安全についての対策

I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	50
II 鉄道交通安全対策	50
1 鉄道交通環境の整備	50
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	
(2) 運転保安設備等の整備	
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	51
3 鉄道の安全な運行の確保	51
(1) 保安監査の実施	
(2) 運転士の資質の保持	
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	
(4) 気象情報等の充実	
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	
4 鉄道車両の安全性の確保	52
5 救助・救急活動の充実	52
6 被害者支援の推進	53
7 鉄道事故等の原因究明と再発防止	53

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のない島根を目指して

I 踏切事故の状況	57
II 近年の踏切事故の特徴	57

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	58
II 踏切道における交通安全対策	58
1 踏切道の立体交差化、構造の改良促進	58
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	58
3 踏切道の統廃合の促進	59
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置	59

〈附属資料〉	61
--------	----